

## 傍聴に当たっての留意事項

附属機関等の会議を傍聴する場合は、下記事項に従って傍聴していただくこととなります。詳しくは、附属機関等の事務局(「会議開催のお知らせ」の問い合わせ先)に確認するようにお願いいたします。

### 記

#### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに氏名、住所を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って体温検査の上、会場に入室してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用をお願いします。
- (3) 傍聴の受付は先着順で行いますが、会場の広さの制約及び新型コロナウイルス感染防止の観点から、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります。  
また、体温が37.5℃以上ある場合は新型コロナウイルス感染予防対策に伴い、入室をお断りします。

#### 2 傍聴に当たって守るべき事項

会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯または着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、または拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (4) 談話をし、または騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、附属機関等の長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用、せきエチケットの徹底、こまめな手洗いを行うこと。また、せき、発熱などの症状がある場合には、傍聴を控えること。
- (8) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

#### 3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は係員の指示に従ってください。不明な点は係員にお聞きください。
- (2) 傍聴する方が以上のことを守れない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合及び公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とし、退場していただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。